表4 主な特別休暇等の状況(平成29年4月1日現在)

(単位:団体)

					(単位:	□ / * /
区 分		都道府県	指定都市	市区町村	合	計
国に制度のある特別休暇	公民権行使	47	20	1, 719 (99. 9%)		1, 786
	官公署への出頭	47	20	1, 720 (99. 9%)		1, 787
	ドナー休暇	47	20	1, 705 (99. 1%)		1,772
	ボランティア休暇	46	20	1, 668 (96. 9%)		1, 734
	結婚休暇	47	20	1, 721 (100. 0%)		1, 788
	産前休暇	47	20	1, 721 (100. 0%)		1, 788
	産後休暇	47	20	1, 721 (100. 0%)		1, 788
	保育時間	47	20	1, 720 (99. 9%)		1, 787
	妻の出産	47	20	1, 716 (99. 7%)		1, 783
	育児参加	47	20	1, 454 (84. 5%)		1, 521
	子の看護	35	20	1, 701 (98. 8%)		1, 756
	短期の介護	47	20	1, 625 (94. 4%)		1, 692
	忌引休暇	47	20	1, 721 (100. 0%)		1, 788
	父母の追悼 (法要)	45	16	1, 667 (96. 9%)		1, 728
	夏季休暇	47	20	1, 714 (99. 6%)		1, 781
	現住居の滅失等	47	20	1, 665 (96. 7%)		1, 732
	災害・交通機関の事故等	47	20	1, 693 (98. 4%)		1,760
	退勤途上の危機回避	40	13	1, 386 (80. 5%)		1, 439
国に制度のない特別休暇等	リフレッシュ・永年勤続休暇	33	13	597 (34. 7%)		643
	夏季における休暇	1		64 (3. 7%)		65
	盆休暇	1		26 (1. 5%)		27
	運転免許更新			52 (3. 0%)		52
	メーデー			4 (0. 2%)		4
	祭り			13 (0. 8%)		13

⁽注) 1 「国に制度のない特別休暇等」の「夏季における休暇」は、夏季期間中において、夏季休暇とは別途付与している休暇等である。

^{2 ()}は、団体区分中の割合である。

⁽参考) 平成29年4月1日現在の地方公共団体数は、都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村1,721団体の計1,788団体である。